

令和4年度

就労移行支援事業所連絡会〈8月例会〉

令和4年8月1日開催



十勝障がい者就業・生活
支援センターだいす



テーマ：雇用関係の助成金制度や制度利用時の 流れと留意事項について

ハローワーク帯広より説明

就職までの企業支援の在り方について検討

就職の段取りを整える段階の助成金や制度について学び、求職者・企業双方が安心して就職（雇用）するための準備段階について検討しました。

移行連絡会としては就職前に、仕事内容や環境が求職者に適しているかを企業見学や体験実習を行い判断することが有効と考えています。しかし、ここで注意しなければいけないのが、求職者と企業との事前接触です。支援員は「ハローワーク紹介」の要件について理解した上で、就職活動の支援を進める必要性を改めて感じました。

就労支援を行う上で、企業からの雇用相談に対応することが多い状況ですが、正確な情報をお伝えし判断していただけるように助める必要性があります。そのためにも、お互いの専門性を尊重しながら、役割をもって連携することが必要と思えた内容でした。

障害者トライアル雇用制度 ・ 特定求職者雇用開発助成金

事業主の皆さまへ

障害者のテレワーク推進のため 「障害者トライアル雇用制度」を拡充します

テレワークによる勤務を行う場合、トライアル雇用期間を6か月まで延長可能

「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）」とは、障害者を原則3か月間（精神障害者は最大12か月間）試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のミスマッチを防ぎ、早期就職の実現・雇用機会の創出を目的とした制度です。

障害者のテレワークは、以下のような点から、今後一層ニーズの高まると予想されます。
・障害特性により通勤が困難な者や在宅勤務を希望する者等が、能力を発揮できる方法として
・ポストコロナへの対応として

しかし、個々の障害者が、企業ごとに異なるテレワーク環境に適応できるか見極めるには、3か月では期間が足りない場合があります。

そこで、令和3年度からは以下のとおり、障害者トライアル雇用制度を拡充します。

拡 充 内 容

- 1 テレワークによる勤務を行う場合は、原則3か月※のトライアル雇用期間を最長6か月まで延長できます。

（事業主の方へ）

7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において 「特定求職者雇用開発助成金」の制度を一部変更します

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、令和3年7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、制度を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

併用時の変更点

障害者トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方が対象）を、トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の受給は、第2期支給対象期分からとなります。

現行：
第1期支給対象期分から受給可

改正後
第2期支給対象期分から
受給可

※第1期支給対象期分は支給されません。
【具体的な支給例】令和3年7月1日に障害者トライアル雇用紹介され、8月1日に雇い入れた場合

現行

R3.8.1
（トライアル雇用と
しての雇い入れ日）

R3.11.1（雇い入れ日）

R4.5.1
トライアル雇用開始日と常用
雇用へ移行した日の2つが
雇い入れ日となっていた

<職場定着を目指すために>

就職活動の支援をしていると企業から「支援機関を利用されている方は面接時に同席可能です」と言われることがあります。支援機関のサポートは就職者にとって職場定着の1つの要因となることから、企業が就職後の支援を望んでいることが伺えます。ハローワーク窓口にご相談の場合は、ぜひ支援員の方も同伴いただき、ご本人がどのような要望をもって窓口相談に来ているのか、今後の展開をどうするか等を一緒に考え取り組んでいきたいと思います。

今回、ハローワーク帯広からのお話を聞き、一番印象に残ったのは「助成金が全てではない」という言葉です。助成金・制度はあくまで障がい者雇用が進まない、進めることができない企業に対し一歩進めるきっかけとなり得るものであり、障がいのある方の受け入れ体制を整える期間を保証しているようなものだと感じます。そのために、我々支援者が求職者への就職活動の支援と並行し、企業に対しても障がい者雇用をする・継続する意識に働きかけることが大切であり、企業が力をつける時期に寄り添って後押しできるような支援力を磨き続ける必要があると思いました。

今後の研修の予定

- 8月30日 「就労支援スキルアップ研修」・・・リーダー職員やより実践的に就労支援のスキルアップを目指す方向け
- 8月31日 「就労・社会活動部会」・・・就労系福祉サービスの初任者や障がい者の就労に興味のある方向け